

太陽 Grant Thornton Advisory Insights

M&A 税務

今回のテーマ： 信託型ストックオプションの課税関係

はじめに

国税庁は、令和5年5月30日、「ストックオプションに対する課税（Q&A）」を公表しました。その中で、近年導入が進んでいた信託型ストックオプションに関する税制上の取扱いについて、権利行使時に給与所得として課税する旨の見解を明らかにしています。信託型ストックオプションについては、これまで新株予約権の権利行使時ではなく、新株予約権の権利行使により取得した株式の譲渡時に、譲渡所得として課税される考え方が一般的に取られてきました。今回、国税庁の見解が明らかにされたことで、導入企業における対応や今後の導入における留意が必要になると考えられます。

ストックオプションの種類と課税

ストックオプションは、あらかじめ決められた価格（権利行使価額）で株式を購入できる新株予約権の一種で、企業が役員や従業員などを対象として付与し、付与を受けた役員等はその権利を行使することにより有利な価額でその企業の株式を取得することができ、また、当該株式を売却することにより利益を得られるため、特にスタートアップ企業などのインセンティブ・プランとして、優秀な人材確保のツールとして活用されています。

ストックオプションにはいくつか種類があり、その種類により課税関係も異なり、概要は下図の通りです。

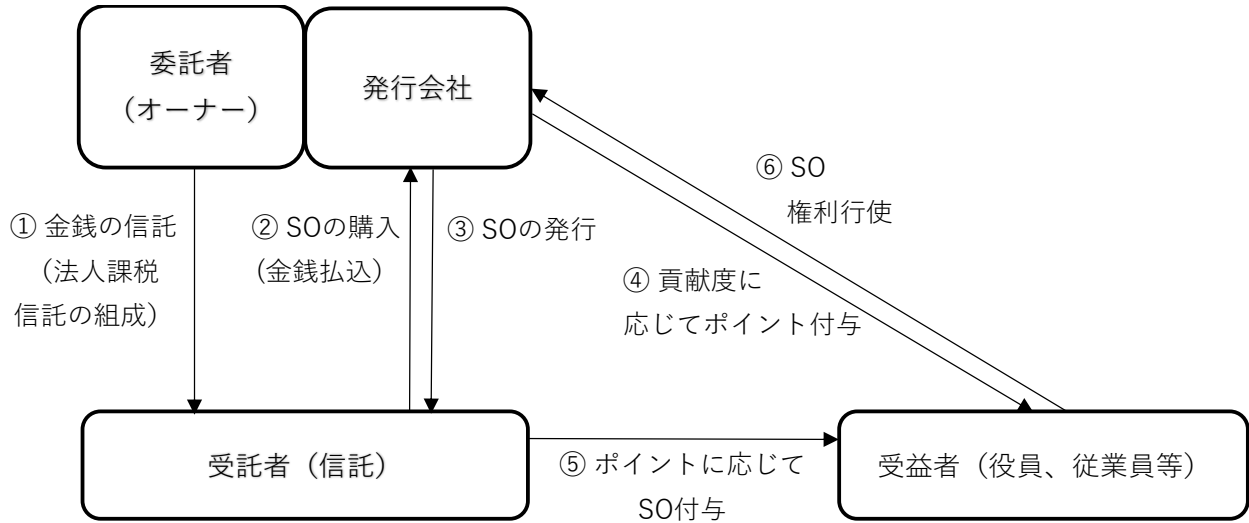
	有償ストックオプション	無償ストックオプション	
		税制適格の場合	税制非適格の場合
権利付与時	対価を支払って権利取得する	無償で権利が付与される	
権利行使時	課税なし	課税繰り延べ	給与所得課税
(課税対象)	—	—	権利行使時の株価 — 権利行使価額
株式譲渡時	譲渡所得課税	譲渡所得課税	譲渡所得課税
(課税対象)	譲渡時の株価 — ストックオプション 購入価額 — 権利行使価額	譲渡時の株価 — 権利行使価額	譲渡時の株価 — 権利行使時の株価

勤務先の法人から役務提供の対価として支給を受けるストックオプションは、税務上、現物支給の給与として取り扱われます。現物支給の給与は、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされますが、その現物支給の給与が譲渡制限付きストックオプションである場合、直ちに換金することができないため、ストックオプションの付与時ではなく、権利行使をした日の属する年分の給与所得として所得税の課税対象とすることとされています（所令 84③）。

有償ストックオプションは、権利付与時に適正な価額で購入していることから、権利行使時に経済的利益は生じず課税関係は生じません。また、当該ストックオプション権利行使時における経済的利益（値上がり益）については、所得税法上、認識しないこととされています（所法 36②、所令 109①一）。有償ストックオプションについては、その権利行使により取得した株式を譲渡した時において譲渡所得の対象となり、当該譲渡により生じた譲渡益に対して20%の分離課税がなされます。

無償ストックオプションの場合、権利付与時には譲渡制限があることから課税関係は生じず、権利行使時にその株式の取得に係る経済的利益に対して給与所得として課税されます。さらに、当該権利行使により取得した株式を譲渡した場合には、その譲渡により生じた譲渡益に対して譲渡所得課税がなされます。ただし、無償ストックオプションが、一定の要件を満たす税制適格ストックオプション

に該当する場合には、権利行使時の経済的利益については、給与課税を繰り延べ、その株式を譲渡した日の属する年分の株式譲渡益として所得税の課税対象とすることとされています（措法 29 の 2）。



信託型ストックオプション

信託型ストックオプションは、信託とストックオプションを組み合わせたインセンティブ・プランで、通常のストックオプションよりも利便性が高く、近年導入企業が増えているスキームです。

通常のストックオプションでは、ストックオプション発行時に交付対象者や対象者に対する交付数を決定する必要があり、必ずしも実際の貢献度に応じた付与が実現できない可能性や、ストックオプションの発行時期による発行価額の変動により、いつ時点のストックオプションを付与されるかによって役員等の受けるインセンティブに差が出るなどの問題がありました。

信託型ストックオプションでは、受益者のいない信託（法人課税信託）を設定することにより、受託者に対してストックオプションをまとめて発行することで、交付対象者や交付数を後から設定できるため、実際の貢献度に応じた付与が可能となり、通常のストックオプションで生じていた上記の問題が解消され、柔軟な設計が可能となりました。また、ストックオプションの発行は1回で済むため、発行毎に費用が生じる通常のストックオプションに比して費用面でも有利となります。

信託型ストックオプションの税務上の取扱いに関する一般的理解

信託型ストックオプションの税務上の取扱いは、下記の観点から、有償ストックオプションとして、受益者となった役員、従業員等がストックオプションに係る権利行使により取得した株式を譲渡した時において、譲渡益に対して譲渡所得課税（税率 20%分離課税）という理解が一般的でした。

- ① 法人課税信託の受益者（居住者）は、受託者から信託財産に属する資産及び負債を帳簿価額により引継ぎをけたものとされ、その引継ぎにより生じる収益の額に対しては、所得金額の計算上、総収入金額に算入されないこと（所法 67 の 3①②）
- ② 下記状況から、所得税法施行令 84 条 3 項 2 号に規定する「発行法人から与えられた新株予約権で、当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるもの」に該当しないため、同規定の適用を受けないこと
 - ✓ 信託型ストックオプションは、受託者によりその時の価額により有償取得されていること
 - ✓ 信託型ストックオプションは、受益者となる役員、従業員等に対して、発行会社からではなく、受託者から付与されること

信託型ストックオプションの税務上の取扱いに関する国税庁の見解

今回の Q&A の公表により、信託型ストックオプションに係る課税関係について、国税庁の見解が明らかにされ、その解釈は今までの一般的理解とは異なるものとなっています。

国税庁の示す信託型ストックオプションに対する課税関係は下記の通りです。

- ① 受託者に対する課税：信託組成時に受益者が存在しないことから、発行会社のオーナー経営者等が信託した金銭に対して、法人税課税が行われます。受託者が信託型ストックオプション（税制非適格）を適正な時価で購入した場合、経済的利益は発生せず、課税関係は生じません。
- ② 信託型ストックオプションは、発行会社の役員、従業員等に対して、受託者から付与されることとなりますが、発行会社が受益者となる交付対象者や交付数等を決定していることから、実質的には発行会社がストックオプションを付与していることに相違ないものと考えられます。また、役員、従業員等は、当該ストックオプションの付与に対して何ら金銭を負担していないことから、当該ストックオプションの付与は無償ストックオプションに該当するものと考えられます。この場合、付与時における経済的利益について課税関係は生じないものとされています（所法 67 の 3②）なお、信託型ストックオプションの場合、受託者がストックオプション購入の際に負担した金額は、受益者におけるストックオプションの取得価額として引継ぐこととなります（所法 67 の 3①）。
- ③ 上記より、信託型ストックオプションは、無償ストックオプションとして、一定の要件を満たさない場合には、受益者である役員、従業員等が当該権利を行使した時において生じた経済的利益に対して、給与所得として課税されることとなります（所法 28、同 36②、所令 84③）。

信託型ストックオプションに係る課税関係の認識の相違による影響

今回、Q&A の公表により示された信託型ストックオプションに係る課税関係に対する国税庁の見解は、今までの企業側における一般的な理解とは異なるものでした。国税庁の見解によれば、権利行使時に給与所得として課税されることから、企業側は、権利行使時に給与として所得税につき源泉徴収をする必要があったこととなります。今回の Q&A による国税庁の見解は、税務上の取扱いについて変更があったというスタンスではなく、従来からの見解として公表された点で大きな波紋をよんでいます。既に信託型ストックオプションを運用する企業においては、権利行使がなされた部分について、給与所得に対する源泉徴収が漏れていることとなるため、早急な対応策の検討が求められることとなります。

M&A にあっては、過去の租税債務への影響として上記源泉所得税の徴収・納税漏れのほか、当該ストックオプションが役員に付与されていた場合で、権利行使時に給与課税された際、法人側は役員賞与に該当するものとして、法人税法における役員給与の損金不算入の規定に抵触し、加算対象となる可能性についても留意が必要となります。

おわりに

信託型ストックオプションが、無償ストックオプションの 1 類型として整理された一方で、発行法人からの付与を前提とする税制適格ストックオプションの該当可能性について、従来は発行法人からの付与ではないとされていたところ、実質的には発行法人からの付与であるという見解から、税制適格の該当性につき検討の余地を残すものと解されます。従って、信託型ストックオプションの導入をして、まだ権利行使がなされていない法人又はこれから信託型ストックオプションの導入を検討する法人にあっては、制度設計によって税制適格ストックオプションとしての運用が可能となると考えられます。